

令和7年（ネ）第1308号 解約料条項等差止請求控訴事件

控訴人 特定非営利法人ひょうご消費者ネット

被控訴人 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

求釈明申立書

令和7年6月26日

大阪高等裁判所 第9民事部 ニC係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 内 橋 一 郎

弁護士 加 藤 昌

弁護士 谷 口 芙 美



第1. 求釈明事項

1. 被控訴人の営業年度20期から28期間の（24期、25期を除く）、365日前迄に解約された案件の再販率/非再販率を明らかにして頂きたい。
2. 被控訴人の営業年度20期から28期間の（24期、25期を除く）、365日前迄に現に解約されたのと同じ場所・時間枠について、他の解約されなかった期における販売率/非販売率を明らかにして頂きたい。
3. 被控訴人が、本件利用規約第6条において、披露宴等当日より起算して180日前以降については、「最新のお見積金額（サービス料、及び実費を除く）を算定の基礎として解約料を定めているのに対し、本件解約料条項においては、見積額を基礎に解約料を定めず、単に「お申込金全額及び実費」を解約料として定めている理由を明らかにされたい。

第2. 求釈明を求める理由

1. 求釈明事項1について

(1) 原審は、平均的損害を超えるものか否かの判断において、第22期（平成30年5月1日～平成31年4月30日）、第23期（令和1年5月1日～令和2年4月30日）、第26期（令和4年5月1日～令和5年4月30日）、第27期（令和5年5月1日～令和6年4月30日）における解約時見積額平均×粗利益率×非再販率の計算式から導き出された額と当該解約料を比較によって決するという立場を採っている。

(2) 原判決は、解約時見積額平均×粗利益率×非再販率の計算式に組み入れる期間について、第22期から第27期のうち、令和2年5月1日～令和4年4月30日の期間の数値は新型コロナウイルス感染症の影響下という特別事情にあるとして、第24期（令和2年5月1日～令和3年4月30日）、第25期（令和3年5月1日～令和4年4月30日）を除外したが、第23期については期間の殆どが新型コロナウイルス感染症の流行以前のものであること、第26期は再販率の数値が第22期のものと有意的な差がないこと、第27期の殆どの期間が感染症法上の5類感染症に移行したことを理由に算定期間内に組み入れた。

しかし、新型コロナウイルス感染症が再販率に影響しているには明らかである。被控訴人においても第22期の再販率が63%あったものが第23期以降は20～30%に落ち込んでいる（第26期～第27期は40～50%に回復している）。ブライダル協会の統計でも、平成19年（2007年）の再販率は70%あったものが令和3年（2021年）は30数%にまで下がっている。

原判決は、新型コロナウイルス感染症の影響を緊急事態宣言が発出された令和2年4月16日以降とするが、緊急事態宣言の発出はそうであっても、それ以前の同年2月にはすでに外出自粛等が強く言われていた。

また、感染症法上の５類感染症への移行を影響の終焉とするが、消費者心理への影響はまた別論である。

平均的損害をいう以上は、ある程度のスパンをもって慎重に判断する必要があるのであって、新型コロナウイルス感染症の影響下にある第２３期、第２６期、第２７期を組み込むのであれば、少なくとも新型コロナウイルス感染症より前の第２０期、第２１期は組み込むべきである。

(３) 原判決は、平均的損害を超えるか否かのメルクマールになる逸失利益の算定において用いる再販率について、披露宴当日より１８１日前迄に解約された案件のものをを用いているが、本件で控訴人が主張しているのは披露宴より１年（３６５日）以上前の解約における解約料の当否である。披露宴より１年（３６５日）以上前の解約における解約料の当否を判断する資料であれば、１８１日前ではなく１年（３６５日）以上前の解約の案件における再販率を基礎とすべきである。

(４) よって、平均的損害を超えるか否かの判断においては、上記のとおり、営業年度において第２０期から第２８期間の（第２４期、第２５期を除く）の披露宴より３６５日前迄に解約された案件の再販率/非再販率を明らかにする必要がある。

２．求釈明事項２について

控訴人は、解約の時期が履行期よりもはるかに早期である場合、再販ができないのは、「解約」に伴い、「解約」に由来して再販ができないのではなく、もともとの「商品」がそれほど効率よく販売できるものではなかったからに他ならならず、販売されている商品自体の性質による本来的な「販売率」を、「再販率」と言い換えたとしても、それは、解約に由来する「解除に伴う損害」とは言えないと主張しているところである。

解約の時期が履行期よりもはるかに早期である場合（３６５日前迄に解約された案件）について、解約の影響により販売ができなくなっているのか、

それとも、もともと当該場所・時間枠の販売率が商品特性としてその程度の販売しかできないものであったのかを判断する資料として、被控訴人の営業年度第20期から第28期間の（第24期、第25期を除く）、365日前迄に現に解約されたのと同じの場所・時間枠について、他の解約されなかった期における販売率/非販売率を明らかにしていただきたい。

3. 求釈明事項3について

控訴人は、「解除時の見積額」を基礎に損害額（逸失利益）を計算することに関して、「披露宴当日より起算して1年6か月前」の時期においては、見積額は精密さを欠く浮動的なものであり、このような早期の時期に見積額を根拠として逸失利益算定の基礎としようほどの履行利益を具体的に確保し得たとは評価しえないと主張しているところであるが、被控訴人自身が、「披露宴当日より起算して1年6か月前」の時期においてだけは、見積額を基礎に損害算定をせず、単に「お申込金全額及び実費」を解約料としているものであり、被控訴人において、そのような差異のある取扱いをしている理由が明らかではないため、求釈明を申し立てるものである。

以上